

研究データの保存・開示等に関する規程

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、研究データの保存、開示等についての指針を示し、適正な研究活動を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本規程において、研究データとは、論文や報告等の研究又は技術開発の成果の根拠となった資料（文書、数値データ、画像等）、試料（実験試料、標本等）及び装置等であって、第三者による検証のために必要なものをいう。

第2章 保存・開示等

（研究データの保存・開示等）

第3条 研究代表者、研究分担者、各研究等を管轄するグループに属する役職員（以下「研究者等」という。）は、研究活動または技術開発活動（総称して、以下「研究開発活動等」という。）においては、その過程を活動記録等の形式で記録に残すよう配慮しなければならない。また、これらは、研究活動等の一次情報記録として適切に保管しなければならない。

- 2 研究者等は、研究データについて、必要と認められる場合はいつでも第三者に開示することができるよう、また、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。保存に際しては、後日の利用・参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性・追跡可能性の担保に留意しなければならない。

（研究データの保存期間）

第4条 資料の保存期間は、原則として、論文や報告等の研究又は技術開発の成果の公表後10年間とする。

- 2 試料や装置等の「もの」については、論文や報告等の研究又は技術開発の成果の公表後5年間保存することを原則とする。
- 3 保存する研究データの中に、個人データ等その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドライン等に従うものとする。

- 4 上記のほか、特定の研究プロジェクトに関する成果物の取り扱いについて、配分機関との取り決め等が別途ある場合には、その契約等に従うものとする。

(研究データの保存・開示の責任分担)

第5条 研究データの保存及び開示は、競争的資金等の取扱規程に定める各研究等を管轄するコンプライアンス推進責任者が責任を負うものとし、研究データの保存及び開示を管理監督する。

- 2 競争的資金等の取扱規程に定める統括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者の異動や退職に際して、研究データのうち保存すべきものについて、バックアップをとって保管する、ないしは、所在を確認し追跡可能としておく、等の措置を講じなければならない。

第3章 その他

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、経営管理グループが起案し、取締役会の決議による。

(付則)

2025年3月19日施行